

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案

(前注1)

本試案において、「生殖補助医療」とは、生殖を補助することを目的として行われる医療をいい、具体的には、人工授精、体外受精、顕微授精、代理懐胎等をいう。

(前注2)

本試案の内容は、親子関係についての実質的な考え方を示すものであり、立法に際しての法文の具体的な規定振りを示すものではない。

第1 卵子又は胚の提供による生殖補助医療により出生した子の母子関係

女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産した女性を子の母とするものとする。

(注)ここにいう生殖補助医療は、厚生科学審議会生殖補助医療部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」が示す生殖補助医療制度の枠組み（以下「制度枠組み」という。）に従って第三者から提供された卵子を用いて妻に対して行われる生殖補助医療に限られず、同枠組みでは認められないもの又は同枠組みの外で行われるもの（独身女性に対するものや借り腹等）をも含む。

第2 精子又は胚の提供による生殖補助医療により出生した子の父子関係

妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。以下同じ。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎したときは、その夫を子の父とするものとする。

(注1)このような生殖補助医療に対する夫の同意の存在を推定するとの考え方は採らないこととする。

(注2)この案は、法律上の夫婦が第三者の精子を用いた生殖補助医療を受けた場合のみに適

用される。

第3 生殖補助医療のため精子が用いられた男性の法的地位

- 1 (1) 制度枠組みの中で行われる生殖補助医療のために精子を提供した者は、その精子を用いた生殖補助医療により女性が懐胎した子を認知することができないものとする。
- (2) 民法第787条の認知の訴えは、(1)に規定する者に対しては、提起することができないものとする。
- 2 生殖補助医療により女性が子を懐胎した場合において、自己の意に反してその精子が当該生殖補助医療に用いられた者についても、1と同様とするものとする。

(注1) 1は、試案第2に従って父が定まらない場合に問題となる。

(注2) 1の提供者について認知を認めない基準となる「制度枠組みの中で行われる生殖補助医療のために」には、精子を提供する手続が客観的に制度枠組みの中で行われた場合のみならず、提供手続に不備があっても提供者において自己の提供した精子が適法な生殖補助医療に用いられると考えていた場合をも含む。

(注3) 2における「生殖補助医療」は、制度枠組みの中で行われるものに限定されないが、2の規律対象は嫡出でない父子関係の成否であることから、妻が夫の精子によって懐胎した場合には適用されない。